

お客さま各位

松本信用金庫

お客さまの情報に関する定期的な確認のご協力についてのお願い

平素より松本信用金庫をご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、関係省庁と連携し、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の強化を通じて、お客さまが安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。

この取り組みの一環として、犯罪収益移転防止法および金融庁『マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』に基づき、2023年4月より原則すべてのお客さまにつきまして、ダイレクトメール、または封書にて、お客さまの現在の情報（住所・ご職業、お取引目的など）を定期的に確認させていただき取組を開始いたします。

つきましては、当金庫から「ご確認手続きご協力のお願い」を受領されたお客さまには、大変お手数をおかけいたしますが、本取組へご理解を賜り、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、お客様から頂いた回答が当金庫へのお届け内容と異なる場合には、変更のお手続きをお願いすることがございます。また、お客様の情報に関する定期的な確認は順次郵送することから、ご家族でも送付のタイミングが異なりますのでご承知おきください。

ご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

なお、上記の定期的な「お客さま情報」をご提供いただく際に、「キャッシュカードをお預かりすること」や「暗証番号をお聞きすること」はございません。

金融機関職員や警察官、公官庁職員を騙り、「キャッシュカードをお預かりする」「暗証番号をお聞きする」「ATM操作をさせる」といった内容の依頼はすべて詐欺ですので、ご注意ください。

また、インターネットバンキングのログインIDやパスワード等を不正に入手しようとするフィッシングメールが確認されております。当金庫からメールやショートメッセージサービス（SNS）により、お客さまの情報の提出をお願いすることはございませんのでご注意ください。

郵送によるご案内の手続きの一部は「北陸コンピュータ・サービス株式会社」及び「福島印刷株式会社」に委託しております。

【本件にかかる問い合わせ先について】

各お取引店舗または、事務部：TEL 0263-31-0727

受付時間 平日9時から17時まで

（土・日・祝日、12月31日から1月3日を除きます）

金融庁が公表している『金融機関のマネロン対策にご協力ください』のホームページはこちらです。

<https://www.fsa.go.jp/news/30/20180427/20180427.html>

一般社団法人全国信用金庫協会が公表している『信用金庫における「お客さまの情報」の定期的な確認についてご理解とご協力をお願いいたします』のホームページはこちらです。

[https://www.shinkin.org/attention/money\\_londering.html](https://www.shinkin.org/attention/money_londering.html)

# 信用金庫とお取引をいただいているお客さまへ 「お客さまの情報」の定期的な確認について ご理解とご協力をお願いいたします

—マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にご協力ください—

近年、国際社会においてマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の重要性が高まっております。また、国内においても預金口座を悪用した特殊詐欺などの金融犯罪が発生しています。

各金融機関では、これらの犯罪行為を防止し、お客さまが安心・安全にお取引できるよう、犯罪収益移転防止法および、金融庁「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に基づいて様々な対策を進めています。

この対策の一環として、**信用金庫を含む各金融機関では、お客さまの現在の情報を定期的に確認する取組み(※)について、それぞれ所定の方法により順次行っております。**

(※)既にお取引をいただいているお客さまに対し、お取引の内容や状況等に応じて、お客さまに関する情報やお取引の目的などを定期的に確認させていただく取組みです。

このようにお客さまお一人おひとりの情報を定期的に確認させていただくことは、犯罪組織やテロ組織が善良なお客さまに紛れて気づかれなように金融機関を利用したり、お客さまになりすまして預金口座を不正利用したりすることを防止し、金融機関をご利用いただく皆さま方の安全・安心にも繋がる取組みとして行っております。

お客さまにおかれましては、こうした取組みにご理解いただき、**信用金庫からの「お客さまの情報」に関する定期的な確認の依頼に対して、ご協力くださいますようお願い申し上げます。**

最近では色々な方法でお客さまの情報を取得しようとする詐欺の手口が発生していますので、もしも不審な点がある場合には、お取引のある信用金庫の本支店にご照会いただきますよう、よろしくようお願い申し上げます。

《定期的な情報確認について》

Q	生活に必要な支払いに使っているだけなのに、なぜこのような調査が必要なのですか？
A	犯罪組織やテロ組織は、善良なお客さまに紛れて気付かれないように取引をしようとします。お一人お一人の情報を定期的に確認させていただくことが、犯罪組織の不正利用防止に繋がります。また、お客さまに成りすました犯罪者が口座を利用していないかなど、お客さまが金融犯罪に巻き込まれないようにするためにも、ご協力のほどお願いします。

Q	なぜ私の情報を確認する必要があるのでしょうか？
A	犯罪組織やテロ組織は、善良なお客さまに紛れて気付かれないように取引をしようとします。お一人お一人の情報を定期的に確認させていただくことが、犯罪組織の不正利用防止に繋がります。また、お客さまに成りすました犯罪者が口座を利用していないかなど、お客さまが金融犯罪に巻き込まれないようにするためにも、ご協力のほどお願いします。

Q	このような個人情報を収集する根拠は何ですか？
A	全国の信用金庫では、関係省庁と連携し、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネロン対策の強化を通じて、お客さまが安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。 この一環として、犯罪収益移転防止法や国や金融庁の指導により(F A T F 対応法および金融庁『マネーローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン』を踏まえて)、既にお取引をいただいているお客さまに対して、お客さまの現在の情報(住所氏名・ご職業・お取引目的など)を定期的にご確認させていただき取組みを行っております。お客さまに成りすました犯罪者がお客さまの口座を利用していないかなど、お客さまが金融犯罪に巻き込まれないためにも、ご協力のほどお願い致します。

Q	個人情報を過剰に収集して、別の目的で利用しようとしているのではないですか？
A	全国の信用金庫では、関係省庁と連携し、預金口座を悪用した特殊詐欺被害等の防止、マネロン対策の強化を通じて、お客さまが安心・安全に預金口座等をご利用いただける環境整備に取り組んでおります。 この一環として行うものであり、お一人お一人の情報を定期的にご確認させていただくことが、犯罪組織の不正利用防止に繋がります。別の目的で利用することはございませんので、ご協力のほどお願い致します。。

Q	マネーローンダリングってなんですか？
A	違法な行為による収益の出处を隠すことを言います。本来は、合法的な経済活動の舞台に出せないようなお金を表の世界で堂々と使うことが可能となるように、資金洗浄を行う行為です。

Q	テロ資金供与ってなんですか？
A	テロ行為の実行や大量破壊兵器の拡散を目的として、そのために必要な資金をテロリスト等に提供する行為のことです。

Q	こうした確認が行われるのは、私が疑われているからでしょうか？
A	定期的な情報確認は、原則、すべてのお客さまに対して、ご協力をお願いしているものであり、特定のお客さまにお願いをしているものではありません。

Q	私だけ送られてきた。私が疑われているからでしょうか？
A	定期的な情報確認は、原則、すべてのお客さまに対して、ご協力をお願いしているものです。今後順次お客さまに確認をお願いしていく予定です。ご送付のタイミングは一律でないため、ご家族間でも送付時期が異なる場合がございます。

Q	他の金融機関からはきていない。しんきんだけが送ってくるのですか？
A	他の金融機関の状況は分かりかねますが、マネーロンダリング対策は各金融機関が取り組むべき共通の課題です。

Q	他の金融機関と調査内容が異なっている。しんきんだけが送ってくるのですか？
A	他の金融機関の状況は分かりかねますが、確認方法、確認内容、確認タイミング、確認書面等は各金融機関によって異なる場合がございます。

Q	口座を複数の支店に開設しているが、それぞれ送ってくるのですか？
A	同一のお客さまであればお客様単位で確認させていただいておりますので、複数送られることはありませんが、数年後に再度再確認をさせていただくことはあります。また、複数の団体の代表をされているなどの場合は、それぞれについて確認させていただく場合がございます。

Q	今までこんな調査は無かった。本当に松本信用金庫からですか？
A	念のため、はがきに印刷されている郵便物特定番号をお聞かせください。確認いたします。ご不安でしたらお近くの支店までご持参ください。確認いたします。 なお、当金庫では調査にあたり、お客さまのキャッシュカードをお預かりしたり、暗証番号や口座番号をお聞きすることはありません。

Q	調査票（取引確認記録票）について回答しなかった場合どうなりますか？
A	お客さま皆さまのご協力によって、マネーロンダリング対策及び金融犯罪防止が可能となります。回答は義務ではございませんが、マネロン対策が全金融機関の最重要責務であることをご理解いただき、回答にご協力くださいますようお願いいたします。

Q	調査票（取引確認記録票）についてすべて回答しなければいけませんか？
A	適切な情報の確認の為、お手数ですがご協力をお願いいたします。

Q	在留カード更新の届出をしないとどうなりますか？
A	制限内容は当金庫のセキュリティに関わるため詳細は申し上げることはできませんが、ATMからの出金等、一部の取引が制限される場合がございます。

Q	調査票（取引確認記録票）を失くしてしまった場合どうなりますか？
A	お近くの支店の窓口で、紛失した旨をご連絡ください。ご来店の際には、ご本人を確認できる運転免許証および通帳印鑑等をご準備ください。調査票にご回答いただくことができます。 もしくは調査票を再送付いたします。再送付分についてはWEB回答ができませんのでご了承ください。

Q	回答期限が過ぎてしまったがどうすればよいでしょうか？
A	WEB回答はできませんが、ご来店いただいて回答していただくことは可能です。ご足労ですが、ご来店をお願いいたします。

Q	WEB回答がうまく作動しない。
A	推奨端末は、IphoneがiOS15以降、AndroidがAndroid11以降となります。 推奨ブラウザは、Safari、Googlechromeとなります。 QRコードはカメラ機能で読み取りしてください。 QRコード読み取りアプリをインストールしている場合、QR読取設定が必要となる場合がございます。

Q	代理人が回答しても良いですか？
A	ご本人様の同意を得たうえで、ご本人様に記入いただき、代理の方がご持参下さることは可能です。その際代理された方と名義人とのご関係や、代理人のご本人確認をさせていただきます。

Q	銀行からの案内は不要としているのにどうしてはがきが送られてきたのですか？
A	今回の依頼は、お客さまの情報を最新に保つために非常に大切な内容のため、通常ご案内をお送りしていないお客さまに対しても送付させていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い致します。

Q	書面に記入した内容を修正したい場合どうすればよいですか？
A	2重線を引いて、正しい事項について記入してください。訂正印は不要です。また、枠外にはみ出していただいても構いません。